



# 土木工事に係る協議書について（通知）

技術基準の種類: 入札・契約  
通知日: 平成2年8月29日

発管第139号  
平成2年8月29日

部内各課長殿  
部内各地方機関の長殿

土木部長

## 土木工事に係る協議書について（通知）

土木部発注の土木工事については、鳥取県建設工事執行規則、建設工事請負契約書、鳥取県土木工事共通仕様書等により工事を執行しているところですが、そのなかの協議事項に関する様式を別紙のとおりとしたので、平成2年9月1日以降適用してください。  
なお、業界あてにも通知したので承知してください。

工 事 に 関 す る 協 議 書				
平成 年 月 日				
工 事 名				
請 負 者				
協 議 事 項				
添 付 図 葉				
※	現場	※	監理	※
上記事項の協議をします。	代理人		(主任) 技術者	
上記について別添のとおり 〔指示・承諾・(再)協議〕します。				
平成 年 月 日				
所 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	監 督 員

- 注) 1 [ ] 内については、必要部分を○で囲む。  
2 発注者側の発議による場合は、※印の欄は削除して使用する。

